

## 国際刑事裁判所の戦略計画（2006年版）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 中日学術文化研究会 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 泰宏 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16107">http://hdl.handle.net/10291/16107</a>

国際刑事裁判所の戦略計画 (2006年版)

訳 森川 泰宏

【キーワード】 国際機関、NGO、ICC、International Criminal Court、Strategic Plan

はしがき

1 以下に訳出したのは、国際刑事裁判所 (International Criminal Court; ICC) の戦略計画<sup>(1)</sup> (以下、戦略計画) の本文部分である。原文はICCのウェブサイト<sup>(2)</sup>から入手でき、本訳もこれを典拠としている。戦略計画は2006年11月23日から同年12月1日まで開催されたICCの第5回締約国会議 (Assembly of States Parties; ASP) に提出されたものであり、設立条約のローマ規程を基にしつつ、ICCの任務、目的および目標等をより明確化したものとなっている。特に、ICCの目標については3年(20項目)あるいは10年(10項目)単位で目標が設定されていることから、ICCの活動の達成状況を外部から評価するのに際しても指標の1つとして用いることができるであろう。

2 戦略計画は、ICCへの締約国による分担金の割り当て等を任務とするASPの予算財政委員会 (Committee on Budget and Finance; CBF) の要請にしたがって、ICCの予算を有効利用する観点から策定されたものであるが、ASPの事務局によって作成された戦略計画立案に関するレポート<sup>(3)</sup>によれば、その作成経緯は以下の通りである。

戦略計画は、第4回ASPにおいて2005年12月5日に採択された決議<sup>(4)</sup>に基づき、ICC自らが作成した草案にASPによってハーグに設置された作業部会がフィードバックを与えて完成された。2006年4月にICCから戦略計画の草案が提出されたことをうけて、作業部会は2006年の5月31日、6月19日、7月12日、9月12日の4回にわたり会合を開き、戦略計画の内容を検討したが、その際に裁判所の主要3機関(裁判所長会議、検察局、書記局)の代表に加え、NGO (Coalition for the International Criminal Court; CICC、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、アムネスティ・インターナショナル)の代表らによっても意見が述べられた<sup>(5)</sup>。また、これ

(1) Strategic Plan of the International Criminal Court :ICC-ASP/5/6. なお、戦略計画という手法が国際機関等で用いられるようになった経緯については、さしあたり、龍慶昭・佐々木亮「戦略計画と一体となった評価～戦略計画を政策評価にどう活かすか～」『日本評価研究』第3巻第2号(2003年)111-113頁を参照。

(2) <<http://www.icc-cpi.int>>.

(3) ICC-ASP/5/30.

(4) ICC-ASP/4/RES.4.

(5) なお、作業部会へのNGOの参加は、ASPの手続規則93および95に基づくものであり、第2回ASP

らの会合には約30名の国家代表も参加していたという。検討の結果は2006年10月にCBFへと報告され、その後、完成された戦略計画が同年11月に開催された第5回ASPに提出されたのである。

以上のように、戦略計画はASPにおいて直接交渉されたものではないが、作業部会では、その実施のために締約国の援助が不可欠であることが認識されており、今後の改訂にあたっては締約国から意見が出されるべきであるとされている。

3 戦略計画はICCの目的と任務の説明に関連して研究者の諸論考においても引用されているものであるが<sup>(6)</sup>、ICCの活動に関係する主要NGOによっても、その内容について意見が出されている。参考までに、アムネスティ・インターナショナルとヒューマン・ライツ・ウォッチのものについて以下で紹介しておく<sup>(7)</sup>。

まず、アムネスティ・インターナショナルは、2006年11月2日に公表した文書<sup>(8)</sup>の中で、戦略計画を裁判所の活動のために重要なガイドとなると述べる一方で、主要な懸念事項として2003年にICCの検察局により提示された主要方針の1つである「積極的な補完性」(ICCが非締約国も含め、国家に対して対象犯罪の捜査および訴追のための主要な責任を果たすよう促すこと)について触れていないこと、戦争被害者のための任務実施や裁判にあたっての防衛権の重要性を明確にしていなかったこと等を挙げている。

次に、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2007年の第6回ASPに対するメモランダム<sup>(9)</sup>において戦略計画についてのコメントを公表している。このメモランダムでは戦略計画をICCの活動の理念とその実施目標、さらにその目的達成のための計画を明確にする重要な方法であると評価する一方で、提出より1年を経て、上記アムネスティ・インターナショナルが指摘したようなICCの戦争被害者に対する取り組みには進展が見られるものの、戦略計画の発展を任務とする戦略コーディネーターのポストが定まっていなかったなど、戦略計画の進展が停滞することに懸念を表明し、締約国によって戦略計画についての定期的なヒアリングが開催されるべきと主張している。

なお、ICCと戦争被害者および「積極的な補完性」との関係については、戦略計画では具体的な記述はなされていないが<sup>(10)</sup>、ICCはアウトリーチ(外部への働きかけ)の戦略計画<sup>(11)</sup>

---

において2003年9月11日に採択された、ASPでのNGOの役割に関する決議(ICC-ASP/2/Res.8)の3項では、その旨が再確認されている。

<sup>(6)</sup> 主要なものとして、たとえば、William A. Schabas, *An Introduction to the International Criminal Court*, Third edition, Cambridge University Press, 2007, p. 286; Benjamin N. Schiff, *Building the International Criminal Court*, Cambridge University Press, 2008, pp. 138-139; 邦文では、稲角光恵「組織としての国際刑事裁判所(ICC)の特徴」『金沢法学』第49巻第1号(2006年)148頁がある。

<sup>(7)</sup> そのほかにも、CICCおよびその関連団体であるVICTIMS RIGHTS WORKING GROUP (VRWG)の見解がインターネット上で閲覧できる。CICCにつき、<[http://www.iccnw.org/documents/BGP\\_ASP5\\_eng.pdf](http://www.iccnw.org/documents/BGP_ASP5_eng.pdf)>、VRWGにつき、<[http://www.iccnw.org/documents/VRWG\\_ICCStrategicPlan\\_16Jun06.pdf](http://www.iccnw.org/documents/VRWG_ICCStrategicPlan_16Jun06.pdf)>を参照のこと。

<sup>(8)</sup> <<http://www.amnesty.org/en/library/info/IOR40/037/2006/en>>。

<sup>(9)</sup> <<http://www.hrw.org/en/node/76660/section7>>。

<sup>(10)</sup> 戦争被害者に関連するものとして、たとえば、パラグラフ23、35、36などがあるが、戦略計画自体にはその具体的な方法などの記述はなされていない。

<sup>(11)</sup> ICC-ASP/5/12。

を個別に作成し、その中で詳細に上記事項を取り扱い、特に戦争被害者に対してICCの役割を積極的に伝達していくとしている。

4 戦略計画の主要な意義は、上記で述べたようにICCの任務、目的および目標等をより明確にしたものであり、ICCという国際機関(ないしは、その方向性)を理解するために、それ自体、参照の価値があるといえる。他方において、戦略計画の作成過程にNGOが参加している点も注目に値すると考えられ、国際機関の戦略計画というソフトな規範について、その作成にNGOが関与した文書の1つとしての資料的価値も見出せるのではないかと思われる。

## 国際刑事裁判所の戦略計画

### I. はじめに

1. 国際刑事裁判所を設立するローマ規程は2002年に効力を発生した。最初の裁判官、検察官および書記は、2003年に選出され就任した。発足から最初の3年間で、この選出された職員および他の職員は、締約国の助力を得て常設的な国際裁判所を規程上の用語から現実に機能するものへと転換してきた。現在、裁判所は国際社会が関心を持つ最も重大な犯罪を捜査および訴追するために実際に機能している。
2. ローマ規程は裁判所の活動のために高邁な理想を具体化している。規程では裁判所が特に最も重大な国際犯罪の実行者の不処罰を終焉させるために、当該犯罪の抑止とその継続および国際司法の実施に貢献していくことを想定している。この最初の戦略計画は、これらの意図の達成にあたって裁判所の成功を助けることになる。
3. この戦略計画は、今後10年間、特に近時の3年間について、裁判所の活動のための共通枠組を提示するものである。戦略計画は、ローマ規程を実行に移すにあたって裁判所を導く明確な方向性と優先順位を設定する。その際に、戦略計画は裁判所の活動に関して内部協調の継続を確保することになる。戦略計画を通じた関係を通して、裁判所はまた、国家、国際機関および市民社会との重要な協力関係の強化を図ることになる。
4. 戦略計画は、裁判所の任務の内容、目的および目標を含むものである。計画の実行において、裁判所は自らの目的を達成するための戦略をさらに発展させる。訴追戦略、対外関係に関する統合戦略、情報公開およびアウトリーチ、個別のアウトリーチ戦略、情報伝達技術戦略等の各戦略が完成され、あるいはさらなる発展段階にある。
5. 以下の章は、戦略計画の位置づけ、裁判所の任務、目的と目標、そして計画を実行に移すためにとられるべき段階という内容で構成される。

## II. 国際刑事裁判所に関連する戦略の策定

6. 国際刑事裁判所は他に類を見ない機構である。国際刑事裁判所は世界初のかつ唯一の常設国際刑事裁判所である。戦略計画は裁判所の独立、他の行為主体との相互依存、捜査の複雑かつ困難な性質、そして裁判所および裁判所の新規性の中での異なる独立性を反映した「1つの裁判所」原則を含む、裁判所が持つ独自の特徴の背景を発展させるものである。

### A. 独立と相互依存

7. 裁判所は最も重大な国際犯罪の捜査、訴追および裁判をおこなう独立した司法機関である。裁判所は国際連合あるいは他の政治主体の一部ではない。その独立かつ純粋な司法的性質は、法の支配の公正かつ公平な適用に基づく組織として裁判所を定義づける基本的な特徴の1つである。

8. 裁判所は、独立である一方で、国家、国際機関、および市民社会との相互依存的協力関係を有している。その活動のすべての段階において、裁判所は他の行為主体による欠くことのできない援助および協力に依存しており、これらの協力には証拠収集、容疑者の逮捕および引渡し、そして判決の執行が含まれる。容疑者の逮捕および引渡しは、協力を要する特に差し迫った問題であり、逮捕をおこなう国家および国際機関の協力がなければ、裁判をおこなうことはできない。裁判所がウガンダにおける事態で最初の逮捕状を発行してから、すでに1年以上が経過しているが、逮捕状で指名された5人の容疑者のすべては、いまだに逮捕されていない。

9. 戦略計画は、たとえば協力協定の締結を通して、裁判所が要求する援助のいくつかが促進されることを認識している。しかしながら、裁判所の成功の多くは国家、国際機関、および市民社会の援助を提供する意思とその能力に依存することになる。

10. 実効的であるために、制度の様々な要素が理解され、また相互に作用しなければならない。裁判所は裁判所関係者の新規獲得、また締約国と他の利害関係者との継続的な対話の確保を含め、その役割と機能の説明に関与する。また、規程および裁判所の締結した国際協定にしたがって、裁判所は共有された目標の達成において、国家、国際機関、あるいは市民社会を支援するために他の情報をも共有することになる。戦略計画の主体性が裁判所に属することは不可欠であるが、その一方で、戦略計画は外部から十分な援助を受けなければならない。それゆえ、戦略計画の発展において、裁判所は締約国および他の鍵となる行為主体からのフィードバックを求め、取り入れる。

### B. 複雑かつ困難な捜査

11. 発足から最初の3年間で、裁判所はウガンダ、コンゴ民主共和国、そしてダルフル(スーダン)の3つの事態において複雑な捜査を開始している。これらの捜査は異なる3

か国でおこなわれており、そのどれもが裁判所の本部から遠方にあり、また、そのそれぞれが個別の課題を含んでいる。裁判所は常に安全に注意しなければならない継続する紛争状況の中で活動している。

12. 裁判所の捜査のいくつかは様々な地理的情勢にある遠方地域でおこなわれており、それらの地域には多様な文化と地域言語を有する人々が居住している。将来的に、裁判所は、さらに様々な事態において捜査および関連する活動をおこなうことになるであろう。裁判所は、そのような事態あるいはそれを含むことになる事態に十分に対応できる柔軟性を持たなければならない。

13. 戦略計画は、上記のような地域における活動を反映して、今後3年間のための優先目標を設定する。捜査を実行することに加え、当該地域において、裁判所は、捜査上の危険から職員、被害者、証人等の安全、地域住民への捜査および訴訟手続の効果的な伝達、そして効果的で柔軟な管理的および技術的援助、の3点を確保しなければならない。これらに加え、規程上の委任を実施し、特に被害者、証人、および捜査あるいは裁判の主体に関連した方針を発展させなければならない。当該地域におけるこれらの活動を促進するために、裁判所は様々なフィールド・プレザンスの様式を用い、その活動と資源のために最善の地理的ロケーションを見出す調査を継続し続けることになる。

### C. 「1つの裁判所」原則

14. 訴訟手続における基本的な公平性を保障するために、部局および個人の大半は裁判所の組織内で独立して活動する。検察局は裁判所の組織内で独立して行動する。被害者支援部および弁護士支援部は管理部門である書記局の下に置かれてはいるが、独立した部署として活動する。裁判官は自らの司法機能の実行において独立である。

15. 裁判所の職員および選出された職員は、独立である一方で、共通の制度の一部を構成し、また同様の任務を共有する。両者は共通の関心事に関して1つの裁判所として共に活動する。戦略計画の発展を含む最も高度な段階では、裁判所の様々な活動は、裁判所長、検察官および書記からなる調整委員会によって調整される。

16. 戦略計画は裁判所の活動のための共通枠組を提供する。戦略計画は裁判所の任務に加え、裁判所で共有される目的および目標を設定する。戦略計画は規程の下で必要とされる独立性を尊重しつつ裁判所の様々な活動を最大限に統合する。戦略計画は検察局のために独自に提示される独立した訴追戦略と調和するものである。戦略計画は裁判所の法の解釈および適用に直接的な影響を与えることはできない。しかしながら、戦略計画は、公正で中立的な訴訟手続の取り組みを促進するために必要な管理手段およびその他の枠組を提供する。

### D. 新たな制度

17. 裁判所ははまだ初期の段階である。2件の事件において、裁判所は逮捕状の発行を通して第1段階の活動を完了している。第1の事件であるウガンダの事態における事件に

において、逮捕状が発行された5人の容疑者は、いまだに逮捕されていない。第2の事件であるコンゴ民主共和国の事態における事件において裁判所が要求した容疑者は、2006年3月に逮捕され裁判所に引き渡された。裁判所は、まもなく最初の裁判をおこなうことになる。裁判所規程および手続証拠規則は、特に被害者の参加および賠償に関する実行において展開され、実際に初めておこなわれることになる多くの革新を含んでいる。

18. 戦略計画は、将来を見据えて先端的な役割を担う裁判所を援助することを意図している。同時に、裁判所は今後数年間でその経験から学習し続けることになる。戦略計画は、そこで学んだ経験を取りまとめて定期的に更新される。

### III. 任務

#### 国際刑事裁判所の任務

新たな国際司法制度における独立した司法機関として、国際刑事裁判所は、

- 公平、効果的かつ公正に、最も重大な犯罪の捜査、訴追および裁判をおこない、
- 透明性および効率性をもって行動し、かつ、
- 犯罪の抑止および不処罰と戦うために国際刑事司法の長期的な尊重および執行に貢献する。

19. 裁判所の任務はローマ規程によって規定される。任務の内容は裁判所が規程の目的を実現していく方法を表明し、裁判所の活動、その中心的機能、そして、これらが意図する影響の背景を反映する。

20. 裁判所は、国家、国際機関、他の国際裁判所、そしてNGOを含む現行の国際司法制度の一部である。ローマ規程の前文に反映されているように、この制度はまた、世界の平和、安全および福祉に関わる国際法の広範な制度に合致する。

21. 国際司法制度内において、特に裁判所は中心的な役割を担う。裁判所は国内裁判所を補完する独立した司法機関である。裁判所はあらゆる犯罪を取り扱うものではない。裁判所は国際共同体全体が関心を持つ最も重大な犯罪のみを取り扱う。裁判所は国内裁判所が真正に訴追せず、またそれが不可能な事態においてのみ行動する終局的な裁判所である。裁判所が実効的であるためには、現行制度、特に、国家、国際機関および市民社会における他の行為主体の協力を必要とする。

22. 裁判所の中心的な機能は、捜査、訴追、および裁判をおこなうことである。これらの活動が実施される際の方法はローマ規程の目的を裁判所が達成するための基礎である。これらの活動が公正、効果的かつ公平におこなわれるならば、裁判所は規程の目的を確実

に実現することができる。

23. 捜査および訴訟手続を通して、裁判所は最も重大な国際犯罪の加害者に関する説明責任の確保を助けることになる。その結果、裁判所は、このことによって犯罪の抑止およびその持続、そして国際司法の執行への貢献をも意図することになる。地域住民へのアウトリーチのような他の主要活動もまた、当該事項に関しての裁判所の貢献および国際刑事司法の執行、同様に犯罪の抑止および不処罰に対する戦いに影響を与えることになる。

24. 裁判所の活動のすべては、安全保障、人的資源、情報伝達技術、広報、および予算・財政等の領域において重要機能を提供する社会インフラによって支援される。裁判所運営の有効性は、その中心的な機能を遂行する裁判所の能力に直接的な影響を与える。国際機関が自らの運営改善を重点的に取り扱うことが増加している現在において、裁判所はそのすべての活動において高度な透明性および効率性の水準を目指している。

#### IV. 戦略目的と目標

##### 戦略目的

##### 目的 1：司法の質：

すべての当事者の権利を確保するために、ローマ規程および高度な法基準にしたがって、公的手続を公平、効果的かつ迅速におこなう。

##### 目的 2：よく認識され適切に支持される組織：

裁判所のために、さらに認識を向上させ、正しい理解を作用させ、支持を増加させる。

##### 目的 3：公務モデル：

配慮のある環境および非官僚的な文化の中で柔軟性を維持し、説明責任を保証し、十分に適切で意欲的な職員を描き出し、合理化された構造および訴訟手続を通して、最小限の資源で望ましい結果を達成することを重視する。

25. 裁判所は、その任務を達成するために3つの戦略目的を設定する。これら3つの目的は、相互に密接に相関し補完される。裁判所は個別に1つの目的を達成することはできないが、3つの目的すべてに向かって同時に活動することはできる。

26. 第1の目的は裁判所の中心的活動である手続を重視することである。これはまた、訴訟手続を準備する捜査活動における利点にも要求される。このような中心的活動をおこなう際にも、ローマ規程は裁判所の全般的指標であり続ける。

27. 第2の目的は2点の平等かつ不可欠な要素で構成される。第1に、裁判所は、その機能を行使する際に協力および支援を得なければならない。第2に、対外関係、広報、お



よびアウトリーチは、それ自身において司法の確実性を確保するために裁判所の中心的な活動となる。この目的に向けた裁判所の活動は、2005年に裁判所によって採択された広報およびアウトリーチに関する統合戦略の枠組内でおこなわれる。

28. 第3の目的は、裁判所が活動をおこなうための能力という裁判所の組織的側面の重要性を反映する。第2の目的のように、第3の目的は2点の構成要素を含む公務モデルとなる。適切な管理構造およびプロセス、そして有能かつ意欲的な職員は、裁判所の任務達成のために不可欠な存在である。

29. これらの目的を達成するために、裁判所は30項目の戦略目標を設定する。これらの目標は特定の目的に結びつくばかりでなく、他の目的を達成するための裁判所の能力に貢献するものである。これらの目標は来たる3年間で10年以内の実現を目指す目標とに分かれている。10年目標の多くは3年目標に対応した活動の進行状況を反映する。他の事項は実現するのに3年以上を要するか、あるいは緊急の優先性が存在しない。

### 目的 1：司法の質：

すべての当事者の権利を確保するために、ローマ規程および高度な法基準にしたがって、公的手続を公平、効果的かつ迅速におこなう。

### **1年目から3年目までの優先目標**

- ・ 1. 現在もしくは将来の事態の中から、新たに4件から6件の事件の捜査をおこない、そのうち対外的な協力を得られる案件について2件の裁判をおこなう(2006年7月-2009年7月)。

30. 今後10年間で裁判所に提起される事件数を予め正確に予測することはできない。訴追戦略において決定されたように、検察局は、2006年から2009年の間に4件から6件の新たな事件において捜査がおこなわれ、2件の事件が訴追されると予測している。捜査された事件は裁判所で係争中の事態あるいは新たな事態の下にある。実際に裁判所にもたらされる事件数は、国家、国際機関および市民社会による協力および支援を含む要因に相当程度影響される。特に、実際の裁判件数は容疑者の逮捕および引き渡しについての国家および国際機関の支援に大きく依存することになる。

- ・ 2. ローマ規程にしたがって、すべての関係者の最大限の安全確保に努め、あらゆる安全保障上のリスクに備える制度を設定する。

31. ローマ規程にしたがって、裁判所は、特定の証人、被害者、および証人の証言によって危険にさらされる者を含む、訴訟手続に参加する関係者の安全を確保する手段をとらなければならない。

- ・ 3. 多様性に敬意を表した方法で、訴訟手続上のすべての関係者および裁判所の活動で影響を受けるその他の人々に関し、規程および手続証拠規則に定められた基準を達成するための政策を発展させる。

32. ローマ規程およびその補助的な法的文書は、被害者、証人、被告人、容疑者および裁判所の活動で影響を受けるその他の人々を含めることを必要とする特定の基準を設定する。これらの基準を満たすために、裁判所は、自らが活動する際の様々な文化的背景に留意した政策を引き続き発展させ、実行し続けていくことになる。被害者および証人の取り扱いに関係する多くの領域において、裁判所は、すでにそれに適した一定の政策を有している。

- ・ 4. 裁判所の許容量モデルを完成させ、裁判所が毎年従事することができる訴訟件数について締約国会議との議論に着手する。

33. しかしながら、裁判所は多数の事件が裁判所にもたらされることへの備えを確保しなければならない。それゆえ、裁判所は自らの資源としての計画立案ツール、すなわち裁判所の許容量モデルを発展させる。このモデルは、裁判所の達成可能な成果のために必要となる資源と、予測される将来に必要な資源とを調整することで裁判所を助けるものである。締約国会議との協議において、裁判所は必要となる職員の専門性とその他の資源を確認するための基礎として、このツールを用いることになる。裁判所は、締約国会議および2006年の予算財政委員会に裁判所の許容量モデルに関して報告する予定である。

- ・ 5. 永続的前提のための条件を含む、裁判所の資源および活動の様々な地理的ロケーションのための選択肢を公定化する。

34. 犯罪が発生した事態の近隣で訴訟手続をおこなうことは、影響を受ける住民のための訴訟手続の接近性、裁判所の様々な活動の効率、および裁判所の任務が達成可能な範囲を増加させることになる。近年、裁判所は、捜査のおこなわれる領域内あるいはその近隣に現地事務所を、同様にその地域への展開を容易にするロジスティカル・プレゼンスを維持している。裁判所の経験の中で、裁判所が取り扱う事態の性質、捜査あるいは訴追の段階、そして検討中の特定の機能および資源によって、裁判所の任務に最も役立つ様々なフィールド・プレゼンスの形式が要求される。裁判所は、いまだハーグにおいて最初の裁判をおこなってはいないものの、それにもかかわらず、裁判官が将来の訴訟手続を受け入れ国の外でおこなうことを決定する可能性が計画されている。資源の様々な分配の影響、および関連する評価基準にしたがった活動を定式化し分析することによって、裁判所は、締約国会議との協議の中で、自らの活動の地理的位置づけのために、連携化され、かつ包括的なものとなるアプローチを追求する。

**10年目標：**

- ・ 裁判所の許容量モデルの基礎に関する締約国会議との協議の中で、将来おこなわれる事件および捜査件数と裁判所が計画する資源要求とを調整する。
- ・ 裁判所の活動のための適切な資源および地理的配分を獲得する。

**目的 2：よく認識され適切に支持される組織：**

裁判所のために、さらに認識を向上させ、正しい理解を作用させ、支持を増加させる。

**1年目から3年目までの優先目標**

- ・ 6. 影響を受ける共同体における裁判所の活動段階に適した、裁判所の認識および理解のレベルを高める。
35. 捜査中の事態によって影響を受ける地域において、地域住民へのアウトリーチは、司法の質を確保する裁判所の目的とも関連した裁判所の優先事項である。それぞれの事態において、裁判所は、その役割と活動についての正確な情報を提供し司法手続への接近を容易にすることを目的として、地域社会との間で効果的な双方向の伝達手段にあわせて活動することを目指す。
36. 裁判所のアウトリーチ活動は、安全状況、捜査および訴追の段階、そして裁判所の関係者の様々な要求を含んで、裁判所が活動していく状況に適合しなければならない。それゆえ、裁判所は異なる状況に応じた個別のアウトリーチ戦略を発展させる。裁判所は2006年の締約国会議にアウトリーチに関する包括的な戦略を提出する予定である。
- ・ 7. すべての必要な協力、特に容疑者の逮捕および引き渡しのために、事態ごとに特化した機能を発展させる。
37. あらゆる形態での協力が裁判所に必要である一方で、直近に優先されるのは捜査または裁判がおこなわれる事態に関係する十分な協力を得ることである。訴訟手続における協力と同様に、当該協力には、制度的または物的支援を含む多様な形態での協力が含まれることになる。事態ごとの特定の協力が必要な様々な地域の中では、差し迫った問題は裁判のために逮捕および引き渡しの人的援助を得ることである。ローマ規程にしたがって、裁判所は必要な援助を得るために機能する外部関係を、たとえば国家および国際機関との協力協定の締結によって、将来を見据えつつ行使することになる。

- ・ 8. 利害関係者とのコミュニケーションの向上および相互理解を通し、裁判所の役割とその独立性を強調することで、裁判所への援助を継続的に増加させる。

38. 裁判所の主要な対話者は、締約国、国際機関（地域的機関を含む）そして市民社会を含むものである。これらの対話者との定期的な対話を確保するために、裁判所によって用いられる手段のいくつかには、定期的な外交ブリーフィングの開催、国際連合または他の国際機関および地域機関の会議への参加および当該機関への報告書の提出、裁判所所在地での会議の開催、そして世界中の利害関係者の会議またはブリーフィング集会への参加が含まれる。このような対話は国際司法制度の様々な要素について相互の役割および活動の認識を確保するために重要である。それはまた裁判所が活動する上で必要となる支援の構築に貢献することを意図したものとなる。

- ・ 9. 地域および世界の裁判所関係者のために、すべての訴訟手続の公表を確保する構造を發展させ提供する。

39. 裁判所の訴訟手続は、証人、被害者または機密事項の保護等の事項に関連した規程上の特定の制限にしたがって公開されるものである。公正な裁判と見なされるためには公開裁判における訴訟手続のみでは十分ではない。裁判所はまた、訴訟手続の公表（訴訟への接近性を含む）を確保するために、その構造を發展させ提供している。裁判所のウェブサイト (<http://www.icc-cpi.int>) は世界に向けて訴訟手続を公表することや、その他の發展に不可欠な手段である。裁判所は、特にコミュニケーションをより困難とする事態によって影響される地域において、これらに依存し、また裁判所の関係者に届く追加手段をさらに發展させていく。

## 10年目標：

- ・ 特定の事態に左右されないすべての協力者とともに、完全に機能するインフラを配置する。
- ・ 地域および世界の裁判所関係者のために、すべての訴訟手続の公表を確保する構造を發展させ提供する。
- ・ ブランド活動を完成させる（原文注記：ブランド活動とは裁判所の同一性の認知を發展させ維持するための手段である。このような活動の目的は、一貫したメッセージ、アイデア、また経時的な相互作用を通して、裁判所の適切性、地位、および差異についての認識を増加させることである）。
- ・ 国際刑事法において参照される組織として考えられるようになる。

**目的 3 : 公務モデル :**

配慮のある環境および非官僚的な文化の中で柔軟性を維持し、説明責任を保証し、十分に適切で意欲的な職員を描き出し、合理化された構造および訴訟手続を通して、最小限の資源で望ましい結果を達成することを重視する。

**1年目から3年目までの優先目標 :**

- ・ 10. それぞれの組織の役割を徹底的に理解することを基礎にして、組織内および組織間に良好に機能する意思決定プロセスを確立し明確化する。
40. 裁判所における意思決定はローマ規程により創設された組織構造内でおこなわれる。裁判所は4つの組織から構成される。すなわち、裁判所長会議、裁判部、検察局、書記局である。裁判所長会議は、検察官の完全な権威の下にある検察局を除く、裁判所の通常管理に責任を有する。書記局長は、書記局の責任者であり、検察官の機能と権限による影響を受けることなく裁判所長の権威の下でその機能を行行使し、裁判所の主要な管理をおこなう立場にある。「1つの裁判所」原則を受けて、組織の様々な活動は密接に相関し相互依存する。それぞれの組織は、相互に共通の関心事である問題で協力する。この意味において、適切に機能する意思決定プロセスが効果的で効率的な意思決定、および裁判所の目標を実現する能力のための基礎であることは明らかである。
- ・ 11. 権利または最小のリスクを保証するのに欠かせない規則に基づいて、プロセスよりも結果に焦点を当てた非官僚的な組織となる。
41. 裁判所の効率を最大化するために、裁判所は柔軟で結果指向の管理構造およびプロセスの発展を継続していく。決断し自らの行動に責任を持つ権限ある管理者を通して、裁判所は、責任を回避することなく、その活動の速度と水準を増加させることができる。管理規則および手続は、裁判所の要求を妨げずに適合しなければならず、権利の保証、またリスク管理に不可欠なものとして用いられなければならない。
- ・ 12. 最大の効率を上げる最高水準の基準を特定し達成するために、プログラム制度を適所に配置する。
42. 裁判所の運営は、あらかじめ定義された必要な水準を効率よく達成することに関わる。これらの水準の達成にあたり、裁判所は必要最小限の資源を用いることを目的とする。長期的には、裁判所は、その特定的水準を裁判所の運営プロセスのあり方を再検討し改良を図る観点から再調査する。

- ・ 13. 締約国会議により分配され提案された資金に小額の訂正をおこなうのみで済む、健全で正確かつ透明性がある予算案を提出する。

43. 健全で正確かつ透明性がある予算案の目標を算入することは、裁判所が関わるより強力な財政運営を反映する。締約国会議との通常の対話、裁判所の許容量モデルのような計画立案・参照ツールの発展および当該分野における効率的な活動を通して、裁判所はその予算案がこの両者を適切に理解したものとなり、また締約国会議に受け入れられるものとなることを目指す。

- ・ 14. 性、地理、および各国の法制度を代表することに配慮して、効率、能力、および徳性が高度な水準にある職員を雇用する。

44. 高度な法水準で公正、効果的かつ効率的に行動する裁判所の能力は、大部分がその職員に依存する。適切な採用ツールおよび戦略のためには、十分な水準にあり、また動機づけられた職員を得ることが裁判所にとって不可欠である。他の要素としては、外部への関与において十分に代表されていないカテゴリーから職員を選出することで裁判所を支援することも可能である。裁判所は、ローマ規程にしたがって高度な水準の職員を採用し続ける一方で、10年以内に段階を踏んですべてのカテゴリーを代表する設定レベルに到達することを目指す。

- ・ 15. ローマ規程にしたがって、すべての職員に最大限可能な安全保障、安全、および福祉を提供する。

45. 職員の安全保障、安全および福祉を確保することは、裁判所の重要事項であり、その任務を達成するために不可欠な要素である。現地で活動する職員には困難な事態が与えられることから、当該地域での安全保障は重要な関心事項である。裁判所は、身体的な安全保障だけでなく、広義に想定される職員の安全と福祉を含んで全体的な安全保障を把握することを目指す。

- ・ 16. すべての職員の多様性を評価する思いやりのある環境を培う。

46. 思いやりのある環境を培う裁判所の目標は、安全保障、安全、福祉、そして成長と雇用を向上する機会を含んで、職員に関連する目標を見出すことである。思いやりのある環境は、職員の当面の労働環境だけでなく、特に職員の労働と私生活との適切なバランスの維持を保証することを含む、より広範な職員のケアに関係する。裁判所に多様で異なった人格と専門背景を持つ職員が集まるようになれば、多様性の評価が裁判所の広く思いやりのある環境の中心的な考え方になる。思いやりのある環境を育てるために、裁判所は、担当管理者が裁判所の職員の要求に十分な時間を割けるようにし、また可能にする手段を發展させることになる。

- ・ 17. 良質な職員のために発展と雇用を向上する機会を提供する。

47. 自らの専門スキルを成長させ、またキャリアを向上させる可能性を有する職員は、裁判所に止まり、幸福になり、また裁判所の効率性と有効性に前向きな影響とともに動機づけられることになる。裁判所は、適切な手段を用いて、このような良質な職員を保持する努力をしていくことになる。裁判所は、内部的に機会が与えられない場合には外部への就職斡旋制度を検討する一方で、良質な職員に昇進の機会を提供することを目指す。

- ・ 18. 共通のICC文化を発展させ実行する。

48. 組織の文化とは、作り出されるものであって、かつ捉えどころの無い何かである。共通のICC文化は、「1つの裁判所」としてともに活動する組織が有する不可欠な要素である。裁判所が創設することを望む文化は、活動的で、即戦力的、多様性に敬意を表し、誠実で、透明性があり(秘密主義的でない)、サービス指向なものである。組織文化を創設することは、相当の時間を要するであろうが、優先度の高いものである。裁判所は、この文化を段階的に実現していく戦略の立案を予定している。

- ・ 19. 職員の行動について、明確な倫理基準の全体像を発展させ実行する。

49. 職員の倫理的行動は、裁判所の任務を実行し、被害者、証人、または裁判所が保護する個人の幸福を確保するために不可欠である。倫理的行動に関する高度な基準を確実にするために、裁判所は明確で容易に理解可能な基準の全体像を発展させ実行していく。いくつかの領域、たとえば性的あるいは他の様式でのハラスメント、または平等な雇用機会や取り扱いについて、裁判所は適所で方針を有している。これらの領域において、職員の訓練を確実に起こすことが優先事項となる。他の領域のいくつかにおいては、裁判所は、さらに適切な基準を発展させることを必要とする。

- ・ 20. 高度な情報安全保障を提供する「電子組織」になる。

50. 適切な情報と伝達技術は、裁判所が行動する際の速度を増加させ、そのコストを低減させることができる。裁判所は情報伝達技術(ICT)戦略を発展させてきており、2006年の締約国会議にその戦略を報告する。ICT戦略は、裁判所の司法部分、マネジメントおよび管理機能を継ぎ目無く溶け込ませる電子組織を構想する。紙ベースの伝統的組織に関係する多くのコストを解消することで、電子組織は発展に柔軟に対応することが可能となるであろう。また、ICT戦略では、裁判所が裁判所本部と現地活動との間で安全かつ信頼できる情報伝達の提供を目的とした世界的なネットワークを構築する計画を設定している。

10年目標：

- ・ 業務プロセスの計画を再検討し、要求される水準を定義することを含め、組織全体における実行を再構築し完了させる。
- ・ 活動的で、即戦力的、多様性、誠実、および透明性(秘密主義的でない)に敬意を表し、サービス指向かつ共通のICCチーム指向の文化を創設する。
- ・ 性、地理、法制度を代表する射程範囲を達成する。
- ・ 裁判所の使用言語のどちらかを用いて、すべての活動を実行可能にする。

V. 戦略計画から行動へ

A. 実行

51. 裁判所は発展のペースを維持可能とする能動的な計画を必要とする。したがって、戦略計画は定期的に更新される進行中の計画である。情報は継続的に検討され、優先度と目標に関する決定は裁判所の上層部によっておこなわれる。戦略計画は公式に更新され、予算と関係する活動計画については定期的に練り上げられていく。計画化のプロセスの間、裁判所は、もたらされた進歩を評価する外部の協力者と話し合いの場を持ち、裁判所の目的について議論することを予定している。

52. 行動に移されなければ計画は有意義なものとはならない。調整と戦略の方向性を確実にすることの重要性を考慮して、この戦略計画が発展するまでの間にも、裁判所は、訴追戦略、外部関係に関する統合戦略、広報とアウトリーチ、個別のアウトリーチ戦略、情報伝達技術戦略のような、一定の戦略を発展させ始めている。これらの戦略は、裁判所が関連する戦略目標を実現していく方向性を反映するものである。残された目標を実行するために、裁判所は1年から3年の優先目標に関連する戦略に焦点を当てて、さらなる戦略を発展させていく。

53. 年単位で戦略計画が実行される第1の手段は、予算を通してのものである。2007年に裁判所が提示した予算は、戦略計画と予算との間に最初の全体的な関連性を示した。提示された予算において、それぞれの計画と副計画は両者が貢献する裁判所の戦略目標を認識した。それゆえ、それぞれの目標は2007年の期待される結果および行動指標に関連する。

54. 予算内での目標の配分を反映して、2007年の裁判所の最優先目標は、捜査、裁判をおこない、特に告発者、容疑者、証人、被害者、および弁護人に関連して、ローマ規程を明確にする基準を適用するための政策を発展させることである。2007年に裁判所が優先するその他の目標は、意思決定プロセスの確立を含んで、予算を通じた効率の良い管理



を確保し、十分な外部の援助および協力を獲得すること、また、外部関係、広報およびアウトリーチを通して裁判所についての情報を共有することを反映する。

55. 今後、裁判所は、裁判所の戦略目標に照らして、期待される結果および行動指標を再検討することを含む、戦略計画と予算との間の関連性を発展させ続ける。年間予算は年単位で計画を実行し、また裁判所の目標を実現するにあたり裁判所の成功を測る手段として用いられる。

## **B. 計画立案ツール**

56. 戦略計画の実施において、裁判所は、戦略(外部)分析、リスク評価、戦略および活動計画の立案、行動評価を含む、基準となる計画立案ツールを配置する。戦略目的に向けての進展は年単位で締約国会議に報告される。また、裁判所は現在の資源利用を最適化し、将来の資源需要を可能な限り予期するために、自らの計画立案ツールの資源である裁判所の許容量モデルを発展させる。裁判所の許容量モデルとの関連において、戦略計画は将来の活動のための中期的な財政予測の発展を容易にすることを助けることになる。